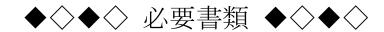
## 年末調整



従業員さん(専従者含む)の年末調整処理に、以下の中で該当する証明書等が必要になります。

## ~従業員さんにご確認下さい~

国民健康保険料(国保・介護保険・後期高齢者医療保険)の支払証明書 ※行政から支払証明書の未着時は、令和5年1月1日~令和5年12月31日 の期間に支払った総額が分かればOKです。その場合、正しく積み上げ計算 をお願いします。
国民年金保険料の控除証明書
生命保険料の控除証明書
地震保険料の控除証明書
小規模企業共済の控除証明書
借入金の年末残高証明書(住宅取得控除)
従業員さんのマイナンバー(番号が分かればOKです。)及び生年月日
従業員さんの配偶者・扶養親族のマイナンバー(番号が分かればOKです。)及び生年月日

※事業主の皆様は、<u>事業主のマイナンバーカード</u>又は<u>個人番号(通知カード)</u> 及び免許証などの写真付身分証明書をご持参下さい。